

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H29.6.1	業務変更	変更前	営業所	238750	湯日簡易郵便局	○	静岡県島田市湯日654-2	-	○	×	×	×	×	-	
		変更後	営業所	238750	湯日簡易郵便局	○	静岡県島田市湯日654-2	-	○	○	×	○	○	-	
H29.6.1	業務変更	変更前	営業所	248800	荘川黒谷簡易郵便局	○	岐阜県高山市荘川町黒谷84-1	○	○	○	×	○	×	-	
		変更後	営業所	248800	荘川黒谷簡易郵便局	○	岐阜県高山市荘川町黒谷84-1	○	○	○	×	○	○	-	
H29.6.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	517840	苗代簡易郵便局	○	広島県呉市苗代町88-2	-	○	○	○	○	○	-	
H29.6.1	契約解除	変更前	営業所	517870	敷地簡易郵便局	○	広島県三次市吉舎町敷地1787-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.6.1	業務変更	変更前	営業所	557210	栄町簡易郵便局	○	山口県下関市豊浦町川棚6895-1	-	○	○	×	○	×	-	
		変更後	営業所	557210	栄町簡易郵便局	○	山口県下関市豊浦町川棚6895-1	-	○	○	×	○	○	-	
H29.6.1	業務変更	変更前	郵便局	637180	下高瀬簡易郵便局	○	香川県三豊市三野町下高瀬533-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	637180	下高瀬簡易郵便局	○	香川県三豊市三野町下高瀬533-2	-	○	○	×	○	○	-	
H29.6.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	717370	天附簡易郵便局	○	熊本県天草市牛深町3369	○	○	○	×	○	○	-	
H29.6.1	業務変更	変更前	郵便局	788070	鹿児島錦江台簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島市錦江台1-31-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	788070	鹿児島錦江台簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島市錦江台1-31-6	-	○	○	×	○	○	-	
H29.6.1	住居表示変更	変更前	営業所	788440	高山前田簡易郵便局	○	鹿児島県肝属郡肝付町前田4982-4	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	788440	高山前田簡易郵便局	○	鹿児島県肝属郡肝付町前田4982-14	○	○	○	×	○	○	-	
H29.6.1	業務変更	変更前	郵便局	837990	立花簡易郵便局	○	岩手県北上市立花10-93	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	837990	立花簡易郵便局	○	岩手県北上市立花10-93	-	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社 の営業所の別	整理 番号	名称	簡易 郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便 窓口業 務	(2)銀行 窓口業 務	(3)保険 窓口業 務	(4)受託 郵便貯 金管理 業務	(5)受託 簡易生 命保険 管理業 務	関連銀行又は関連保険会 社の営業所	備考
H29.6.19	移転	変更前	郵便局	411610	大阪府庁内郵便局	-	大阪府大阪市中央区大手前2-1-22	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	411610	大阪府庁内郵便局	-	大阪府大阪市中央区大手前3-2-12	-	○	○	○	○	○	-	
H29.6.19	移転・改称	変更前	郵便局	512000	呉中通三郵便局	-	広島県呉市中通3-5-11-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	512000	呉本通四郵便局	-	広島県呉市本通4-1-12	-	○	○	○	○	○	-	
H29.6.19	移転	変更前	営業所	537020	川戸簡易郵便局	○	島根県江津市桜江町川戸15-4	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	537020	川戸簡易郵便局	○	島根県江津市桜江町川戸11-1	○	○	○	×	○	○	-	
H29.6.19	移転	変更前	郵便局	711980	肥後山内郵便局	-	熊本県山鹿市鹿央町北谷339-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	711980	肥後山内郵便局	-	熊本県山鹿市鹿央町北谷323-1	○	○	○	○	○	○	-	
H29.6.24	廃止	変更前	郵便局	417280	西成梅南通郵便局	-	大阪府大阪市西成区松1-8-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H29.6.26	移転	変更前	郵便局	411510	東成中浜郵便局	-	大阪府大阪市東成区中本1-3-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	411510	東成中浜郵便局	-	大阪府大阪市東成区中本1-7-8	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

注2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

注3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

注4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

注5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。